

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-9 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p>「総合指針Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。</p> <p>なお、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)九.イ.の中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、少額短期保険業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 基本指針九.イ.1.の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) 基本指針九.イ.2.の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>	<p>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-9 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p>「総合指針Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。</p> <p>なお、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針(以下、「基本指針」という。)十.イ.の中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、少額短期保険業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 基本指針十.イ.1.の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) 基本指針十.イ.2.の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>